

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

阿智村長

市町村名 (市町村コード)	阿智村 (407)
地域名 (地域内農業集落名)	智里西 (横川、園原、本谷、戸沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水田農業を基本として近年では、みょうがなどを中心に高収益作物への転換も行われて来たほか、そばなど加工販売を目的として6次産業化の取り組みも行われてきた。

中山間地で傾斜地や日陰となる農地もあり条件が不利な面もあるほか、林地に近い農地は荒廃化する農地が多く課題である。また、鳥獣害の被害も多い。

高齢化や担い手不在により耕作されない水田の増加が懸念され、水田を転作し省力化が可能なソバを栽培することで、一部荒廃地化を防止してきた。

担い手農業者、により耕作放棄地を引き受けソバを栽培する農地の受託が行われている。

耕作されなくなる農地は今後の増加も予想されるところであり、担い手と調整する中で一層の農地の集積、集約化を進める必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

ソバやみょうがを中心に、今後も担い手への農地の集積・集約化に取り組んでいく。
また、空き農地に比較的手間のかからないヘーゼルナッツやブルーベリーを定植し、農地の有効利用を図る。

経営規模については現状維持を志向する経営体が多い、もともと地域社会のつながりが強い地区であることから、そのつながりを活かして農地を耕作出来る担い手をつくり、中間管理事業等を活用し農地の集積・集約化を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地で概ね10年後も農業上の利用が行われる区域を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中間管理機構を活用し担い手への集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りや売買は、事前に農業委員会や農地集落支援員に相談し、原則として中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手の意向を確認し可能なところは基盤整備を進め耕作条件を整えた上で、さらに近隣の農地の集積・集約化を図る。 集落での平時の話し合いや情報交換などにより整備推進の機運が高まった区域から取り組みに向けての検討を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、希望者には、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、農業委員会、村、JA、産業振興公社、長野県とも連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落での平時の話し合いや情報交換などにより、可能なところから取り組みに向けての検討を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①猟友会と協力し有害鳥獣対策を行っていく。大規模防護柵の効果を今後も発揮していくため、既存施設の維持管理に努める。
⑦・中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取組を進めていく。